二十三　信用協同組合等、その子会社又は業務の委託先（第八項において「子会社等」という。）において不祥事件（業務の委託先にあっては、当該信用協同組合等が委託する業務に係るものに限る。）が発生したことを知った場合

［二十四～三十　略］

2　［略］

3　法第七条の二第三項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。ただし、第三号に掲げる場合にあっては、銀行等でない信用協同組合電子決済等取扱業者が法第六条の三第二項各号に掲げる行為を行っているときに限る。

一　定款又はこれに準ずる定めを変更した場合

二　法第六条の四の五に規定する契約の内容を変更した場合

三　第百九条の八第一項第五号に掲げる事項を変更した場合

四　信用協同組合電子決済等取扱業に関する不祥事件が発生したことを知った場合

4　法第七条の二第四項第四号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。ただし、第三号に掲げる場合にあっては、銀行等でない信用協同組合電子決済等代行業者が法第六条の五の二第二項第一号に掲げる行為（第百十条の二に定める行為を除く。）を行っているときに限る。

［一～三　略］

5　信用協同組合等、信用協同組合代理業者、信用協同組合電子決済等取扱業者又は信用協同組合電子決済等代行業者は、法第七条の二各項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面（次の各号に掲げる場合にあっては、同号に規定する書面）を添付して金融庁長官等に提出するものとする。

一　第一項第五号から第五号の三までに掲げる場合　次に掲げる書面

［イ～ハ　略］

［二・三　略］

6　法第四条第二項の規定は、第一項第八号の四、第九号、第十一号、第十二号及び第十四号から第十八号まで、第十項並びに第十一項に規定する議決権について準用する。

7　次に掲げる届出は、半期ごとに一括して行うことができる。

［一・二　略］

三　法第七条の二第三項に該当するときの届出（信用協同組合電子決済等取扱業を開始したとき又は第三項第四号に該当するときの届出を除く。）

四　法第七条の二第四項各号（第一号を除く。）に該当するときの届出

8　第一項第二十三号、第二項第四号及び第三項第四号に規定する不祥事件とは、信用協同組合等の理事若しくは監事若しくは職員又はその子会社等の取締役若しくは監査役若しくは従業員又は信用協同組合代理業者若しくは信用協同組合電子決済等取扱業者若しくはそれらの役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）若しくは従業員が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一　信用協同組合等の事業、信用協同組合代理業者の信用協同組合代理業の業務又は信用協同組合電子決済等取扱業者の信用協同組合電子決済等取扱業の業務を遂行するに際しての詐欺、横領、背任その他の犯罪行為

二　［略］

二十三　信用協同組合等、その子会社又は業務の委託先（第七項において「子会社等」という。）において不祥事件（業務の委託先にあっては、当該信用協同組合等が委託する業務に係るものに限る。）が発生したことを知った場合

［二十四～三十　同上］

2　［同上］

［項を加える。］

3　法第七条の二第三項第四号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。ただし、第三号に掲げる場合にあっては、銀行等でない信用協同組合電子決済等代行業者が法第六条の五の二第二項第一号に掲げる行為（第百十条の二に掲げる行為を除く。）を行っているときに限る。

［一～三　同上］

4　信用協同組合等、信用協同組合代理業者又は信用協同組合電子決済等代行業者は、法第七条の二第一項から第三項までの規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面（次の各号に掲げる場合にあっては、同号に規定する書面）を添付して金融庁長官等に提出するものとする。

一　第一項第五号及び第五号の二に掲げる場合　次に掲げる書面

［イ～ハ　同上］

［二・三　同上］

5　法第四条第二項の規定は、第一項第八号の四、第九号、第十一号、第十二号及び第十四号から第十八号まで、第九項並びに第十項に規定する議決権について準用する。

6　［同上］

［一・二　同上］

［号を加える。］

三　法第七条の二第三項各号（第一号を除く。）に該当するときの届出

7　第一項第二十三号及び第二項第四号に規定する不祥事件とは、信用協同組合等の理事若しくは監事若しくは職員又はその子会社等の取締役若しくは監査役若しくは従業員又は信用協同組合代理業者若しくはその役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）若しくは従業員が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一　信用協同組合等の事業又は信用協同組合代理業者の信用協同組合代理業の業務を遂行するに際しての詐欺、横領、背任その他の犯罪行為

二　［同上］